

第1 国際化の推進

世界に開かれた
平和・人権の
まちをつくる

I 基本的な考え方

既存の問題解決方法では対処できないテロや、地球的な気候変動による自然災害の高まり、物資・情報がグローバルに駆け巡る状況の中で、世界の様々な国々との関わりを抜きに、私たちの生活を考えることはできません。

市内の外国人登録者数は平成19年10月1日現在3,176人、市の総人口の1.7%を占め、国籍は70か国を超えています。こうした状況のもと、外国籍市民等（注1）にとって、三鷹市が暮らしやすく、様々な国の文化を尊重する、世界に開かれたまちになることが求められています。市民と行政が一体になって、協働の視点に立ち、地域からの国際化に取り組むことが重要な課題です。

市では、(財)三鷹国際交流協会（MISHOP）と協力し、市民が主体となった国際交流を進め、外国籍市民等との文化交流や国際理解事業を中心に取り組みを進めてきました。特に「国際交流フェスティバル」は、3万人を超える参加を得るなど、草の根の国際交流を進める上で大きな成果をあげています。

また、外国籍市民等が抱える日常生活上の諸課題を協議し、その解決のための方策を提言することを目的とした「みたか国際化円卓会議」は、平成11年の設置以来、市の国際化施策に関して様々

な提言を行ってきました。市は、提言を真摯に受け止め、市と(財)三鷹国際交流協会（MISHOP）との防災パートナーシップ協定の締結（平成16年）や通訳・翻訳ボランティアサービス制度の発足（平成16年）、外国籍市民お助けカードの発行（平成18年）など、提言内容の実現を図りました。

今後は、多様な言語・文化的背景を持つ外国籍市民等と日本人が、ともに安全で安心して暮らせるよう、地域に根ざした国際化施策に重点を置き、市、(財)三鷹国際交流協会（MISHOP）、市民、NPO 団体、事業者など、あらゆる人や団体との協働により取り組みを進める必要があります。

外国籍市民等が日常生活で支障をきたさないよう情報提供施策の充実を図るとともに、多文化共生教育や語学教育など教育の国際化対応施策の拡充や災害時・緊急時の対応策の強化を進めます。また、「積極的平和」の視点に立ち、環境問題、貧困、飢餓、紛争などの解決に対し理解を示し取り組む地球市民意識の醸成に努めます。

（注1）「外国籍市民等」：この計画中における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、帰国児童・生徒など日本国籍を有していても言語や文化の違いによりコミュニケーションがとりづらい市民をも広く含めた表現です。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
英語版ホームページのアクセス件数	—	5,694件	9,556件	12,000件

平成13年11月に英語版ホームページ（内容固定）を開設しました。平成15年9月には、この固定ページを更新するとともに、新着情報として毎月発行の英語広報紙 Mitaka City News の内容掲載を開始しました。今後もさらに内容の充実を図り、生活に役立つ情報を提供して外国籍市民等の三鷹での生活を支援していきます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
通訳・翻訳ボランティア登録者数	—	60人	114人	150人

市内に在住・在学の外国籍市民等で、日本語の理解に支障がある場合、ボランティアが通訳・翻訳サービスを提供し、円滑な社会生活が送れるように支援することで、地域からの国際化を推進しています。そのボランティア登録者数です。今後、サポートネットワークづくりを検討する際にも、多くの登録者の協力が期待されます。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 外国籍市民等相談事業の充実	(1)外国籍市民等相談事業の充実	新・拡 ①「外国人相談事業」の充実 新・拡 ②関係機関・関係団体との連携
	2 地球市民意識の醸成	(1)地球市民意識の醸成 新・拡 ①地球市民意識の醸成 新・拡 ②市民海外インターンシップ制度の実施 (「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照) ③国際理解推進事業の拡充 (2)国際化に対応する教育の推進 新・拡 ①多文化理解教育(国際理解教育を含む。)の実施 ②語学教育の充実 (3)平和教育・平和事業の充実 ①平和教育・平和事業の充実 (「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照)
3 国際交流活動の推進	(1)国際交流活動の推進	①市民主体の国際交流事業の拡充 ②地域における多文化共生活動のための活動の支援(住民協議会) ③留学生に対する支援
	(2)国際交流基金の活用	①中学生海外派遣事業の実施
	(3)市内企業への国際化支援	新・拡 ①情報化・国際化等の支援 (「第2部-第3 都市型産業の育成」参照)
4 国際的なネットワークの形成	(1)国際的なネットワークの形成	新・拡 ①海外自治体等と連携したネットワークの検討
5 外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりの推進	(1)情報提供施策の充実	主要 ①多言語による情報提供施策の充実 主要 ②英語版等のホームページの充実 主要 ③外国人登録窓口等窓口サービスでの情報提供の充実
	(2)サポートネットワークづくり	主要 ①外国籍市民・児童・生徒等への支援 主要 ②帰国児童・生徒への支援の拡充 主要 ③通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充
	(3)災害時・緊急時の対応の強化	主要 ①防災情報の提供 主要 ②災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化 主要 ③防災ボランティアの組織化 主要 ④災害時・緊急時対応のための広域的な連携
6 国際化に対応する市政の展開	(1)まちづくりへの参加の促進	主要 ①みたか国際化円卓会議の充実 ②外国籍市民等の地域活動参加への支援
	(2)推進体制の整備	①(財)三鷹国際交流協会との連携強化 ②職員研修等の充実 ③庁内推進会議の充実及び関係機関等との連携強化
	(3)外国籍市民等の人権の尊重	新・拡 ①在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援 ②外国籍市民等の人権確保に関連する法制度の改善要請

主要：主要事業

新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 5-(1)-① 多言語による情報提供施策の充実

■ 5-(1)-② 英語版等のホームページの充実

■ 5-(1)-③ 外国人登録窓口等窓口サービスでの情報提供の充実

言葉が障壁となる外国籍市民等にとって、地域で生活していくためには、情報は非常に重要です。外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくため、まず外国籍市民等に保障されている権利、行政サービス、防災情報、医療情報などが確実に提供されるよう、使用言語、提供内容、提供方法等について検討

し、充実を図ります。具体的な方策として、「外国籍市民お助けカード」の活用、市からの通知文の多言語化、英語版等のホームページの充実を図ります。また、外国語版生活ガイドを定期的に発行するとともに、英語版広報紙（Mitaka City News）の紙面充実に努めます。

（市・都・関係機関・関係団体・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
外国語版生活ガイドの発行	更新・発行	更新・発行		更新・発行		
英語版等のホームページの充実	更新	更新	拡充	→		

■ 5-(2)-① 外国籍市民・児童・生徒等への支援

■ 5-(2)-② 帰国児童・生徒への支援の拡充

■ 5-(2)-③ 通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充

外国籍市民・児童・生徒などが日常生活や学校生活で支障をきたさないよう支援策を強化する必要があります。上記の情報提供施策に加え、学校生活や入学・就学に関する情報提供施策の充実を図ります。また、(財)三鷹国際交流協会（MISHOP）と協力し、通訳・翻訳ボランティアの養成に努めながら、ボランティアネットワーク制度の拡充を図ります。

（市・都・市民・関係機関・関係団体・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充	実施	実施・拡充	拡充	→		

■ 5-(3)-① 防災情報の提供

■ 5-(3)-② 災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化

■ 5-(3)-③ 防災ボランティアの組織化

■ 5-(3)-④ 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

市では平成16年1月に(財)三鷹国際交流協会（MISHOP）と防災パートナーシップ協定（注2）を締結しました。今後、この協定に基づき、外国籍市民等の災害に対する予防策と安全確保のための体制づくりを進めるとともに、防災情報の発信と防災行動力向上への取り組みを進めていきます。

また、東京都（防災（語学）ボランティア）など他機関・団体との広域的な連携についても検討します。

（市・都・市民・関係機関・関係団体・NPO等）

（注2）「防災パートナーシップ協定」では、災害発生時に MISHOP を災害時外国人支援センター（対策本部）と位置づけ、①情報収集・提供、②通訳等ボランティアの確保（コーディネート）、③安否確認、④生活相談を4つの柱として、外国籍市民等を支援します。

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
防災ボランティアの組織化	組織化	パートナーシップ協定締結、実施	実施	→		

■ 6-(1)-① みたか国際化円卓会議の充実

外国籍市民、外国人相談窓口相談員、住民協議会代表、(財)三鷹国際交流協会代表等で構成されるみたか国際化円卓会議では、地域からの国際化に向けた様々な問題について話し合い、市に施策へつながら具体的な提案をしていきます。これを受けて市でも、身近で生活に根差した国際化施策を推進していきます。

（市・市民・関係団体・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
みたか国際化円卓会議の充実	充実	実施・継続	充実	→		

V 新規・拡充事業の内容

■ 1-(1)-① 「外国人相談事業」の充実

■ 1-(1)-② 関係機関・関係団体との連携

市では、平成9年から独自の「外国人相談事業」を開始しましたが、各言語とも月1回と限られていることもあり、相談実績は少ないのが実情です。こうしたことから、事業の一層の周知に努めるとともに、より効果的・効率的な相談事業を実施するため、他機関の相談事業との連携など、広域的な事業連携の検討を進めます。

(市・都・関係機関・関係団体)

■ 2-(1)-① 地球市民意識の醸成

国際化の急速な進展を踏まえ、人権意識の高揚を図りながら、市民の国際感覚の醸成、特に同じ地球に住む一人の人間としての自覚を養い、地球的視野をもって交流が進められるよう(財)三鷹国際交流協会等との連携を図りながら、各種講座等を充実させていきます。

(市・関係団体・NPO等)

■ 2-(2)-① 多文化理解教育(国際理解教育を含む。)の実施

児童・生徒に自国の文化と外国の文化双方を理解させるとともに、外国籍児童・生徒の背景にある文化を学び合う視点も取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るため、学校教育における多文化理解教育を拡充します。

(市・関係団体・NPO等)

■ 4-(1)-① 海外自治体等と連携したネットワークの検討

平成17年に世界テレポート連合(WTA)の内部組織(ICF)から情報先進都市としてインテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤー2005を受賞したことを契機に、海外関連自治体等との交流が課題になっていることから、取り組みの方向性及び交流のあり方について検討を進めます。また、引き続き国内外のNGO・NPO、自治体と連携した国際協力・支援の検討を進めます。

(市・関係団体・NPO等)

■ 6-(3)-① 在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援

外国籍市民等の人権尊重の視点から具体性を持った施策展開を図るため、「在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金事業」については、実施後も引き続き事業の充実に努めます。

(市)



第2 平和・人権施策の推進

I 基本的な考え方

「戦争の世紀」と評された20世紀の反省から、平和が期待された21世紀ではありますが、世界各地で起こるテロや紛争、気候変動の顕在化による予想を超える自然災害や環境破壊、貧困・飢餓・難民の発生など、世界的に不安定な状況は今も続いています。

真に平和を実現するためには、戦争や紛争といった直接的な暴力のない状況をめざすだけではなく、環境破壊、貧困、飢餓、南北問題の解決など様々な問題に目を向けることが重要です。市では、このような諸問題が解決される状況を「積極的平和」ととらえています。地球的視野に立った人権意識の高揚、異なる国や文化などを理解し認

め合う地球市民としての自覚を育む取り組みのなかで、平成4年に「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」を制定しています。

人権の尊重を基本理念とし、子どもや高齢者、障がい者等の権利擁護などの総合的な人権施策、市民海外インターンシップ制度や地球市民講座を通じた地球的視野に立った平和意識の醸成、憲法の趣旨を暮らしに活かす取り組みとしての憲法を記念する市民のつどいや市民憲法講座など、これからの平和施策のさらなる推進をめざし、市民・関係団体・NPO等との協働の取り組みにより平和事業を実施していきます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
平和推進関連事業の参加者数	2,110人	2,460人	3,648人	4,000人

憲法を記念する市民のつどい、平和祈念式典、平和展、市民海外インターンシップ制度、地球市民講座など平和推進関連事業への参加者数です。これまで市と市民が協働で取り組んできた事業が定着したことや、新たな事業の展開によって、参加者数は次第に増加しています。今後も、「積極的平和」(注1)の実現をめざし、市民が「地球市民」(注2)として、自主的に取り組める事業を展開することにより、草の根の広がりのある平和施策を推進していきます。

(注1) 積極的平和：平和を、単に戦争などの直接的暴力がない状態だけではなく、構造的暴力の元で引き起こされる環境・差別・難民・経済格差などの諸問題を含めて広義にとらえる考え方。

(注2) 地球市民：異なる人種・民族・文化・歴史などを尊重し理解し合い、同じ地球上に住む一人の人間として互いを認め合う意識を持つ人々を指す。

III 施策・主な事業の体系

1 平和意識の醸成	(1)「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進	①「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進
	(2)平和教育・平和事業の充実	【主要】 ①三鷹ネットワーク大学との協働の推進 (「第7部-第1 生涯学習の推進」参照) ②教育資料の作成(教員用・生徒用、既存資料を含む。)
	(3)地球市民意識の醸成	【新拡】 ①地球市民意識の醸成 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)
	(4)地球環境に関する意識の醸成	①環境学習・啓発の推進 (「第4部-第1 環境保全の推進」参照)

2 人権意識の啓発	(1)人権意識の総合的啓発	主要 ①人権意識の総合的啓発 主要 ②心のバリアフリーの推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) 主要 ③人権教育の充実 (「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照)
	(2)人権を尊重する男女平等意識の醸成	①人権を尊重する男女平等意識の醸成 (「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照)
	(3)障がい者の人権尊重	主要 ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	(4)外国籍市民等の人権尊重	①外国籍市民等の人権確保に関連する法制度の改善要請 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)
	(5)高齢者の人権尊重	主要 ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) ②「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照)
	(6)子どもの人権尊重	主要 ①「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照) 新・拡 ②子ども自身の力を高めるプログラムの普及 ③「子どもの権利条約」の啓発と推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)

3 平和事業の推進	(1)平和基金の活用	①平和基金の活用による平和事業の積極的展開
	(2)平和事業の推進	主要 ①積極的平和推進事業の拡充 新・拡 ②市民海外インターンシップ制度の実施 新・拡 ③「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」の推進 ④語り継ぐ体験事業の充実 ⑤平和展、平和資料の保管・展示・貸出 ⑥市内の戦争遺跡の記録と紹介 ⑦憲法施行記念事業の実施 ⑧戦没者追悼式並びに平和祈念式典の見直し
	(3)平和活動への支援	①住民協議会などの平和事業への支援 ②世界連邦運動協会活動への支援

4 平和交流の推進	(1)自治体間での平和交流の推進	①国内外のNGO・NPO、自治体への国際協力・支援の検討 ②非核宣言自治体連絡協議会への積極的参加
	(2)国際交流活動の推進	①国際交流活動の推進 (「第1部-第1 国際化の推進」参照)
	(3)平和情報コーナーの充実	新・拡 ①平和情報コーナーの充実

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

2-(1)-① 人権意識の総合的啓発

すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、社会的身分などあらゆる差別を解消することは、平和・人権のまちづくりの基本原則です。様々な分野への男女平等参画を促進できるような男女平等意識の醸成、女性へのあらゆる暴力の禁止、児童虐待防止など子どもの権利の保障、障がい者・外国籍市民・高齢者などの権利擁護などあらゆる分野の意識啓発を総合的に推進します。

(市・都・国・関係機関・関係団体・市民・NPO等)

CAP ワークショップ等の実施	計画期間(平成22年)の目標 全小学校で実施	中期達成状況 (18年度末) 小学校5校、東西児童館で実施	後期			
			19 実施	20	21	22

3-(2)-① 積極的平和推進事業の拡充

平和条例の趣旨に基づき、地球的視野に立って、環境・差別・飢餓・経済などの問題を含めた「積極的平和」の実現に向けて、平和展、憲法を記念する市民のつどい、平和映画祭、平和カレンダーの作成等に取り組みます。また、このような視点のもと、市民が地球市民として自主的に取り組める事業として、市民海外インターンシップ制度、地球市民講座などを実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市民海外インターンシップ制度、地球市民講座の充実	実施	制度の創設、実施	19 実施			

V 新規・拡充事業の内容

2-(6)-② 子ども自身の力を高めるプログラムの普及

子どもの人権についての取り組みとして、子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAP)(注3)の普及・啓発を行っていきます。CAPワークショップについては、全市立小学校での実施をめざします。

(市・NPO等)

(注3) CAP:Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略で、子どもがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力に遭った時にどう対処できるかを教える教育プログラム。

3-(2)-② 市民海外インターンシップ制度の実施

海外でNGO等が行う活動・研修(ワークキャンプ等)に参加する市民を対象として、その参加費用の助成を行い、参加後に開催する報告会を通して広くその体験を一般市民へ還元し、海外NGO等活動への理解を深めるとともに、積極的平和の意識を広めます。

(市・市民・NPO等)

3-(2)-③ 「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」の推進

国連総会は、西暦2000年を「平和の文化国際年」と宣言しました。また、2001年からは、国連が決議した「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」に入りました。この精神を生かし、「平和の文化」の中で特に重要な教育・対話・協力を通して生命を尊重し、暴力をなくし、非暴力を促進し実践する施策を推進します。

(市・関係機関・関係団体・NPO等)

4-(3)-① 平和情報コーナーの充実

既存の平和情報コーナーの活用及びホームページでの平和情報コーナーの充実を図ります。

(市)

第3 男女平等社会の実現

I 基本的な考え方

何人も男女の性別に関わりなく個人として尊重され、対等のパートナーとして社会のあらゆる分野に参加し、個性と能力を充分発揮できる男女平等社会の実現は、今世紀のわが国のあり方を決定する最重要課題の一つです。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年には同法に基づく男女共同参画基本計画が策定されるなど、法律や制度のうえでは男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担の強制や就労における性別による格差、女性の性的側面のみを強調した性表現や女性に対する暴力など、依然として構造的な差別や偏見が根強く残っています。取り組むべき課題は、社会制度や慣行、一人ひとりの意識とも深く関わり、その解決には継続的な努力が必要です。また、男女平等社会の形成は、基本的人権に深く関わる問題であるとともに、社会状況

の変化に対応した適切な取り組みが絶えず求められています。

市では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、昭和63年には「女性憲章」を制定するなど、早くから男女平等社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。平成15年には「男女平等行動計画」を策定し、平成18年4月には「男女平等参画条例」を施行するとともに、男女平等参画審議会及び男女平等参画相談員を設置しました。今後は、条例の普及・啓発を図るとともに、関係市民団体との協働体制や庁内の計画推進体制の整備を図りながら施策を推進していきます。

今後は、これまでの取り組みに加え、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた社会を実現するための啓発や支援を行うほか、女性のチャレンジ支援事業の推進や女性の生涯を通じた健康支援を行うなど、男女平等参画社会の実現に向け、さらなる環境整備に努めていきます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	34.4%	34.3%	31.2%	50%

市の市民会議、審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成18年3月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、男女平等参画条例の趣旨を踏まえた男女の比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正をめざします。

III 施策・主な事業の体系

1 条例・計画の推進	(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発	【主要】 ①「男女平等参画条例」の普及・啓発
	(2)「男女平等行動計画」の推進	【主要】 ①「男女平等行動計画」の推進
2 相談体制の充実	(1)相談体制の充実	【新拡】 ①男女平等参画相談員の活用
		【新拡】 ②相談事業の充実

3 人権を尊重する男女平等意識の醸成	(1)人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成	①性別役割分業に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等の意識形成 ②幼児期からの平等教育の充実 ③家庭・教育関係者の意識改革の推進
	(2)人権としての性の尊重	①性の自己決定能力を育てる性教育の推進 ②性の商品化への批判力の形成
	(3)女性に対するあらゆる暴力の根絶	主要 ①配偶者等からの暴力、性暴力・ストーカークの防止に向けた施策の推進 主要 ②セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発事業等の実施
4 あらゆる分野における男女平等参画の推進	(1)政策形成過程への女性の参画推進	新拡 ①審議会等への積極的格差是正措置の導入 ②男女平等参画人財リストの活用
	(2)地域活動への男女平等参画促進	①活動時間、運営方法等の配慮要請
	(3)仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	主要 ①仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための事業の推進
	(4)国際交流・平和活動における男女平等の視点導入	①「開発と女性」の視点に立った事業の実施
5 就労の場における男女平等の実現	(1)就労の場における男女平等参画の推進	①法改正・労働関係情報の提供充実と市内民間事業者への啓発
	(2)市の率先行動	新拡 ①積極的格差是正措置の導入 新拡 ②均等待遇原則等の研究
	(3)多様な働き方を推進するための雇用環境整備	新拡 ①女性のチャレンジ支援事業の推進
	(4)職業生活と家庭生活の両立支援	①職業生活と家庭生活の両立支援
6 生涯を通じた女性の健康づくりの支援	(1)「性と生殖に関する健康・権利」の確立	新拡 ①「性と生殖に関する健康・権利」の普及・啓発 新拡 ②女性の生涯を通じた健康支援
	(2)母性の保護と母子保健の充実	①母子保健・医療等の推進 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
7 男女平等参画を支える社会づくり	(1)子育て支援の充実	①子育て支援の充実 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
	(2)介護保険制度の充実	①介護保険制度の運営 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照)
	(3)高齢者・障がい者・ひとり親家庭の自立支援	主要 ①母子生活支援施設の建替え (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照) ②在宅自立生活の支援 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照) ③地域における自立生活の支援 (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照) ④ひとり親家庭の支援 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
8 推進体制の整備	(1)女性交流室の機能拡充	新拡 ①女性交流室の機能拡充
	(2)推進体制の整備	新拡 ①男女平等参画審議会の積極的活用 新拡 ②庁内連絡会議の機能充実 ③市民・関係団体との協働による推進

主要：主要事業

新拡：新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① 「男女平等参画条例」の普及・啓発

平成18年4月に施行された男女平等参画条例の普及・啓発に努めるとともに、男女平等参画審議会や男女平等参画相談員を始めとする、同条例に基づく男女平等参画の取り組みを推進します。

(市・市民・関係団体・NPO・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「男女平等参画条例」の普及・啓発	普及・啓発	条例制定、普及・啓発	普及・啓発			

1-(2)-① 「男女平等行動計画」の推進

男女平等参画社会を実現するため、男女平等行動計画の推進を図ります。計画の推進にあたっては、取り組み状況の評価・検証を行うとともに、施策の進捗状況を明らかにします。

(市・市民・関係団体・NPO・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「男女平等行動計画」の推進	推進	推進	推進			

3-(3)-① 配偶者等からの暴力、性暴力・ストーカーの防止に向けた施策の推進

3-(3)-② セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発事業等の実施

身体的、性的、心理的暴力などあらゆる暴力は、人権侵害であり、決して許されません。配偶者暴力防止法、ストーカー防止法に基づく暴力や、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメントについて、市民・事業者に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発事業を充実します。また、配偶者等からの暴力対策については、庁内各部課や関係機関とのネットワーク化の充実強化を図るとともに、加害者の更生を含めた被害者の支援のあり方について検討します。

(市・都・国・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
啓発事業の実施	実施	実施	拡充・実施			

4-(3)-① 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための事業の推進

男性も女性も生活が多様化する中で、仕事・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルが必要となっていることから、ワークライフバランスのとれた社会を実現するための啓発・支援を行います。

東京都労働情報相談センターや三鷹商工会等と連携し、ワークライフバランス実現のための事業者支援や勤労者支援のための事業を実施します。

(市・都・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための事業の推進	推進	推進	推進			

V 新規・拡充事業の内容

2-(1)-① 男女平等参画相談員の活用

2-(1)-② 相談事業の充実

配偶者等からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなどに対し、状況の変化に応じた適切な対応ができるよう関係機関との連携を図りながら、男女平等参画相談員などによる相談事業の充実に努めます。

(市・都・関係機関)

4-(1)-① 審議会等への積極的格差是正措置の導入

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等における

男女の構成の均衡を図るよう努めていきます。

(市)

■ 5-(2)-① 積極的格差是正措置の導入

■ 5-(2)-② 均等待遇原則等の研究

男女共同参画社会基本法では、自治体も男女平等の実現に向けた取り組みを具体化する努力義務について触れています。市政を担う女性職員の登用に積極的に取り組むとともに、性別に偏りのない職員配置や事務分担に努め、できる限り数値目標を設定します。また、男性も利用しやすい育児休業制度の充実に努めるとともに、均等待遇原則（同一労働同一賃金の原則及び同一価値労働同一賃金の原則に基づき、同一価値の労働には同じ賃金が支払われるという原則）など男女平等社会の実現に関わる諸制度について研究します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 5-(3)-① 女性のチャレンジ支援事業の推進

これまで、市では関係機関と協力して就職・SOHO・起業支援などを行ってきました。

多様な生き方が選択できる社会を実現するため、意思決定過程への女性の参画、従来女性の少ない分野への就労、再就職支援などの女性のチャレンジ支援事業を実施します。

(市・市民・国・都・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 6-(1)-① 「性と生殖に関する健康・権利」の普及・啓発

■ 6-(1)-② 女性の生涯を通じた健康支援

「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と（活動）家庭のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。こうしたことを踏まえ、「性と生殖に関する健康と権利」の普及・啓発を行うとともに、女性の生涯を通じた健康を支援する総合的対策を図ります。

(市・都・国・市民・関係機関・関係団体)

■ 8-(1)-① 女性交流室の機能拡充

女性交流室の機能としての市民への情報提供、交流の場の提供、相談機能などについて、さらなる拡充を検討していきます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 8-(2)-① 男女平等参画審議会の積極的活用

■ 8-(2)-② 庁内連絡会議の機能充実

時代の変化に対応した男女平等行動計画の推進を図るため、男女平等に関する重要課題や新しい課題について、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議会の積極的活用により、専門家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

また、男女平等施策は、多分野にわたり総合的な取り組みが必要です。こうしたことから、男女平等参画の視点で各種施策を推進するため、庁内連絡会議の機能充実を図るとともに、関係部署との連携により積極的な事業を推進します。

(市・関係団体・学識者)